

## その他の手続き

次のような場合は、手続きが必要です(まずは市にご相談ください)。

### 保険料の減免等

災害や著しい所得の減少等のため、保険料の納付が困難と認められた場合には、徴収猶予や減免措置をとることがあります。

### 居住費(滞在費)・食費の負担額の軽減

申請により、課税状況や年金収入、預貯金等の状況に応じて、施設サービス、ショートステイを利用した場合の負担額が軽減されます。ただし、本人及び配偶者の預貯金等が一定額を超える場合は、対象となりません。

介護保険施設における段階区分別負担限度額(日額)

利用者負担段階	段階区分		居住費(滞在費)				食費 <sup>※5</sup>	
	所得区分	資産要件 <sup>※3</sup>	ユニット型個室	ユニット型個室の多居室	従来型個室 <sup>※4</sup>	相部屋(多居室)		
第3段階②	世帯全員及び配偶者が非課税者	前年の合計所得金額 <sup>※1</sup> +課税年金及び非課税年金 <sup>※2</sup> 収入額の合計が120万円超の方	預貯金等が 500万円以下 (夫婦は1,500万円)	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	1,360円 (1,300円)
第3段階①		前年の合計所得金額 <sup>※1</sup> +課税年金及び非課税年金 <sup>※2</sup> 収入額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金等が 550万円以下 (夫婦は1,550万円)					650円 (1,000円)
第2段階		前年の合計所得金額 <sup>※1</sup> +課税年金及び非課税年金 <sup>※2</sup> 収入額の合計が80万円以下の方	預貯金等が 650万円以下 (夫婦は1,650万円)	820円	490円	420円 (490円)	370円	390円 (600円)
第1段階		高齢福祉年金受給者	預貯金等が 1,000万円以下 (夫婦は2,000万円)	820円	490円	320円 (490円)	0円	300円
		生活保護受給者						

※1 合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

※2 非課税年金：遺族年金、障害年金

※3 第2号被保険者の資産要件は預貯金等が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下です。

※4 ( )内は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院の場合。

※5 ( )内はショートステイ利用時の料金です。

### 高額介護サービス費の支給

介護保険でかかった1か月の自己負担額が下表の上限額を超えた場合、差額分が払い戻されます。

区分		上限額(月額)
市民税課税世帯	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市民税非課税		24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入額+その他の合計 所得金額の合計が80万円以下の方等		24,600円(世帯)
		15,000円(個人)
生活保護を受給している方等		15,000円(世帯)

### 高額介護サービス費等の貸付制度

高額介護サービス費や福祉用具購入費、住宅改修費は保険給付の方法が償還払い(※)の場合、利用者の負担軽減を図るため、介護保険から給付されるまでの間、利用者が負担する費用の貸付制度を設けています。

※償還払いとは、一旦全額をサービス事業者に支払い、あとから介護保険給付分が支給される方法です。

### 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給

介護保険のサービスを利用したときの自己負担額と、医療機関で支払った医療費の自己負担額を年額で合算して一定の基準額を超えたときに払い戻されます。利用期間は毎年8月1日から翌年7月31日の12か月です。

基準額表		後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険または国民健康保険+介護保険			
			70～74歳の者がいる世帯	70歳未満の者がいる世帯		
現役並み所得	課税所得690万円以上	212万円	212万円	基準総所得額	901万円超	212万円
	課税所得380万円以上	141万円	141万円		600万円超～901万円以下	141万円
	課税所得145万円以上	67万円	67万円		210万円超～600万円以下	67万円
一般	課税所得145万円未満	56万円	56万円		210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	市民税非課税世帯		34万円
	低所得者Ⅰ	19万円	19万円			

### 社会福祉法人や介護サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担の軽減

低所得で生計が困難な利用者に対し、社会福祉法人や介護サービス提供事業者等が利用者の負担を軽減するものです。市役所に申請をして、認定されることが必要です。詳しい内容についてはお問い合わせください。

●お問い合わせは  
多摩市健康福祉部 介護保険課

〒206-8666 多摩市関戸六丁目12番地1  
TEL. 042-338-6901 介護保険料に関すること(介護保険担当)  
042-338-6907 要介護認定、給付に関すること(認定給付担当)